

出入国在留管理政策懇談会第6回会合資料における補足説明

項番	資料頁	項目	説明
1	10	主な就労資格の審査処理期間の推移	各種審査については、オンライン申請などを活用し、早期処理に務めている。 なお、迅速な処理に務めることはもとより、厳格な審査を維持することが重要であり、その両方を両立していかなければならない。
2	13	在留資格「経営・管理」	「経営・管理」の要件として基準省令に「本邦に居住する二人以上の常勤職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）」と定められており、日本に安定的に在留する者又は日本人が対象とされている。「経営・管理」については、海外からイノベーションをもたらすことや日本での雇用促進の要素が期待される。
3	16	「経営・管理」の現状と課題について	事業実態がないことが判明した事案には、例えば、事業所と使用する施設が確保されているとされていたものの、実際に現地調査に赴いた際に事業を営むことができるような事務用品が用意されておらず、事業所として使用された形跡がなく実態のないペーパーカンパニーとなっていた事案などがある。
4	28	マイナンバーによる行政機関間の情報連携について（概要）	報道によれば、令和6年1月末時点における外国人のマイナンバーカードの保有率は6割弱とされている。 今後、マイナンバーによる情報連携を行うことによって、各種在留申請時、行政機関発行の証明書等の提出が不要となるなど、申請人の利便性の向上に寄与することになる。
5	29	マイナンバーによる行政機関間の情報連携について（情報連携項目）	マイナンバーによる行政機関間の情報連携について、令和9年3月から連携開始される関係機関から提供を受ける情報のうち、税に係る情報は市町村税に関する課税情報のみであり、市町村税に関する納税情報や国税に関する課税・納税情報については、現在、関係機関と検討中である。